

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（中間案）に対する 府民意見募集結果について（案）

1 意見募集期間

平成27年10月7日（水）から10月30日（金）まで

2 意見募集の結果

延べ件数 70件

意見提出者数 29名

3 意見の要旨とそれに対する府の考え方

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第1章	京都府の取組状況	新しい計画は現行計画と大きく変わらないように見えますので、今までの取組を継続されるということかと思いますが、現行計画での取組はどのように総括されたのでしょうか。	改定後の計画では、現計画の目標、位置付け、目標達成のための手法などの考え方は基本的に継承した上で、ヘイトスピーチ、子どもの貧困など、新たに顕在化してきた問題等を反映することとしています。 府民調査からは現計画に基づく取組が浸透してきたことがうかがえますが、偏見や差別、虐待などが依然として存在しています。 計画改定に当たっては、これまでの取組について、第三者からなる懇話会で評価・検証を行い、その結果を踏まえて、改定後の計画においても取組を進めたいと考えています。
第2章	計画改定の趣旨	京都府では、「京都府人権教育・啓発推進計画」を基本方針として、同和問題等の様々な人権問題の解決に向けて確実に施策が展開されており、今後継続した取組が必要。 計画の見直しがなされ、さらに入権の取組が充実していくことを期待します。教育が果たすべき役割を改めて自覚する機会とし、日々の教育活動の中で実践していきたいと思います。	京都府では、改定後の計画においても引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。その中でも、学校教育については、府民調査において、「人権問題への理解や認識を深めるのに役立つもの」「必要と思う人権教育や啓発の施策」の両方で、「学校における人権教育」の割合が最も高いという結果になっています。学校教育、さらに社会教育においても、引き続き人権教育の重要性を深く認識し、調査結果に示された府民の期待にしっかりと応えていきたいと考えています。
	計画の目標	「計画の目標実現に向けた基本的な考え方」に示される内容（自己と他者双方の個人の尊重、社会参画の実現、相互理解と調整に基づく共生）は、まさに日本国憲法が実現しようとする社会と理解され、人権教育の理念として相応しいものと考えます。	現計画においても、「人権教育・啓発推進の視点」として、同様の考え方を記述していましたが、改定後の計画ではよりわかりやすく明確になるよう構成を見直しました。 この基本的な考え方に基づき、計画の目標である「人権という普遍的文化の構築」に向けた取組を推進していきたいと考えています。
第3章	前文	ヘイトスピーチの規制については、国連の人種差別撤廃委員会からも勧告されている。法律も必要だが、大阪市のように条例を作つて規制すべきである。	ヘイトスピーチのように、人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。 その規制については、内容が人権という普遍的なものであり、また、表現に対する規制という観点からも、国全体で統一的な対応が必要であり、国において総合的な検討が行われる必要があると考えています。
	女性	女性活躍推進法が成立しましたが、京都府ではどのように取組を進められるのでしょうか。	「輝く女性応援京都会議」において、京都府域における女性活躍のための「推進計画」を策定するとともに、同会議において採択した4つの行動宣言①自主的な行動計画の策定推進②積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進③「働き方改革」の推進による環境づくり④起業・創業の推進に基づく施策を実施してまいります。また、就業と保育のワントップ支援であるマザーズジョブカフェや地域の女性リーダー育成のための事業についても引き続き取り組んでいきます。

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第3章 (続き)	女性 (続き)	男女平等教育の推進 幼児期から性別による差別に対する教育は必須と考えます。(ジェンダーフリーな子どもに育って欲しい。)	京都府においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育の推進を図っています。今後も子どもの発達の段階に応じて、教育活動全体を通じて男女共同参画社会の実現をめざし男女が協力して共に生きていこうとする態度を育てるための教育を行っていきます。
		今後の取組の方向に、 ①マタハラ・セクハラなど女性のハラスメントの法律相談制度の整備、 ②DV被害者(被害児童を含む)の精神的ケア・社会復帰の支援制度・予算の拡充、 ③性犯罪の被害者の弁護士相談の費用補助 を加えられるよう求めます。	制度や予算の拡充といった具体的な施策につきましては、御意見の趣旨も踏まえ、今後の取組を推進していきたいと考えています。 なお、それぞれの施策についての京都府の取組の現状や今後の方向については以下のとおりです。 ① 「輝く女性応援京都会議」において、京都府域における女性活躍のための「京都女性活躍応援計画(仮称)」を策定することとしており、その中で、企業でのセクハラ・マタハラ等ハラスメント防止対策や相談体制の整備に取り組んでいきます。 ② DV被害者の精神的ケア・社会復帰の支援については、心理療法等によるカウンセリングを実施するほか、「地域生活センター」による被害者の地域生活支援や自立支援グループワークを行う他、一時保護所同伴児童に対する心理的ケアを行うことにより対応しています。 ③ 性暴力被害者について、法的な相談が寄せられた場合、弁護士会の協力を得て、弁護士会への連絡・相談につなげることにより対応しているところです。
	子ども	貧困についての課題がある(貧困と学力) 子どもが生まれ育つ環境に左右されることなくその将来に夢や希望を持って成長していくけるよう、学校として保護者や地域の方々と手を取り合い、取組を進めることができ	平成27年3月に策定した「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、教育・福祉・労働等の各機関が協働して、オール京都体制で貧困の連鎖を断ち切るための対策を取り組んでいます。この計画では、学校を対策のプラットフォームとして位置付け、家庭や地域社会と連携しながら総合的な取組を推進することとしており、長年にわたり築き上げた一人一人を大切にする教育をより一層進めていきたいと考えています。
	高齢者	高齢者の貧困について書かれていらないが今後増加する問題だと思います。貧困という文言を使っていないだけでしょうか。	京都府では、高齢者も含めた生活に困窮されている方について、御本人の状況に応じた包括的な支援に努めることとしており、府保健所や市福祉事務所等に相談窓口を設け、他機関とも連携して取り組んでいきます。
		家族は加齢による変化に対して叱咤激励しがちで、認知症の初期に症状を悪化させることもある。認知症予防に比べ、認知症の人たちへの対応方法については情報が少ない。専門医や介護経験豊かな方々の知恵を集めて、問答集のようなものを作成し、予算があれば各家庭に配布してはどうか。	認知症については、京都府高齢者健康福祉計画や京都式オレンジプラン(京都認知症総合対策推進計画)に基づき、総合的な対策を実施しています。認知症に対する正しい理解が進むよう、ホームページやコールセンターを開設し、認知症に関する情報提供・相談等を行っており、今後も広報啓発等に努めています。
	障害のある人	障害のある人とないとの共生や福祉のまちづくり条例に基づいて障害のある人等が暮らしやすいまちづくりを推進するということはよいことだと思います。みんな安心して暮らせるということが大切と思います。	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例を本年4月から施行しており、府民誰もが安心して暮らしやすい社会にするため、相互理解を促進し、支え合う地域社会を目指して、いろいろな取組みを進めたいと考えています。

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第3章 (続き)	障害のある人 (続き)	共生社会の実現に向け、条例や制度改革を進めていただくことはすばらしいと考える。しかし、そこに関わる人達は公務員という組織の立場で障がい者を支援している形を取っているため、実態が把握できていないのではないか。府民誰もが身近にいる障がい者について現状報告や意見を出せる御意見記入用紙があればいいと考える。	御意見のとおり、障害のある方の現状等を把握し、条例や制度等に反映することは大切と考えています。京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の策定にあたりまして、条例検討の基礎資料とするため「障害を理由とした差別と思われる事例等」を募集し、数多くの事例を提出していただくなど、できる限り当事者の方々からの御意見を聞いた上で、施策を進めているところです。 今後も、条例・制度改革や、各種の事業実施にあたり、広く府民の皆様の御意見を聴ける体制を確保していきたいと考えています。
	ホームレス	人権問題としての「ホームレス」は、ホームレス自立支援法による施策だけでなく、誤解や偏見に基づく社会的排除や生存権の保障にも焦点を当てる必要がある。 こうした視点で捉えたとき、生活保護制度は重要であり、「ホームレス」の状態にある人々に対する生活保護制度の適正な運用を徹底すべきである。 「ホームレス」の状態にある人々は日々の生活で精一杯であり、法的支援へのアクセスが困難になっている。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援においては、弁護士との連携による法律相談の機会を保証する措置を講じるべきである。	本年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体では、生活に困窮されている方の相談窓口を設置し、相談者が抱える課題を把握した上で、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、自立に向けた包括的・継続的な支援に取り組んでいるところです。 安定した居住場所がない状態の方で、生活保護を希望する方に対しては、速やかに保護申請を案内するなど、不受理といった取扱がなされないよう、これまでから各実施機関で取り組んでいるところです。 また、法的支援が必要な場合については、法テラスや無料法律相談につなぐなど、適切に対応しているところです。
第4章	学校	発達段階に応じて「法やルールに関する教育」(いわゆる「法教育」)を実施する必要があるところ、法教育は近時、小・中・高等教育の各段階で実施されているところではありますが、現場の先生方からは、授業のノウハウの研究や蓄積が少ないとによる戸惑いや、法律等の知識への不安の声を聞いており、先生方へのフォローが必要と考えられます。 学校に赴いて法教育の授業を行い、法教育を行う専門機関としての役割を京都弁護士会は果たしています。現場で教員の先生方とともに授業を実施し、また、教員に対する研修を実施する機関として位置づけ、連携・協働を行われたい。 座学中心の学習には限界を感じております、人権教育の視点を盛り込んだ意図的計画的な場面を経験させながら進める人権教育が効果的と考えます。今後、人権教育の視点をより焦点化した取組が必要と考えます。 子どもたちを取り巻く様々な課題を解決するためにも、一人一人を大切にした教育を進め、「人を思いやり尊重する心」の育成を図ることが必要。「法やルールに関する教育」の中で、子どもが「人を思いやり尊重する心」を持ち成長していくためには、こころ(意識)を行動(ふるまい)に変えることが重要とされており、これを進めて行くことが、人や社会とつながり、共生するための力を身に付けていくことになると確信しております。	京都府では、「規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」ことを掲げ、「規律ある行いを実践する教育実践事業」を行っています。その一環として、児童生徒の発達の段階に応じて「法やルールに関する教育」(京都式「ふるまいの教育」)を進めているところです。 また、「こどもと社会を結ぶまなびづくり協議会『結ネットKYOTO』」を立ち上げ、京都地方検察庁や京都地方法務局、京都弁護士会、法テラス京都等の外部機関と連携して出前授業や教員研修を多数の学校で行っているところです。今後も児童生徒への教育の充実のために『結ネットKYOTO』等の活用を推進し、外部機関との連携を図っていきます。 人権教育の目的を達成するためには、人権等についての知的理解を深化し、自分と他人との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させ、それを実際の行為や行動に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。 現計画においても、人権学習資料集等を作成し、小中高を見通した体系的かつ児童生徒の発達の段階を踏まえた人権学習の実施に資するように努めるとともに、今日的状況を踏まえた人権学習の充実を図っています。今後も引き続き、各学校等における学習内容や方法の工夫改善に資する取組の一層の充実に努めていきます。 また、平成25年3月には「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」を、平成27年3月には「法やルールに関する教育 ハンドブック」を作成・配布しました。これらを積極的に活用して、道徳教育や府独自のふるまいの教育などと関連づけながら、人権教育を推進していきます。

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第4章 (続き)	企業・職場	企業（特に中小零細企業）での人権啓発・教育を推進するため、一定の取組を行った企業に対して、表彰を行ったり助成金を交付する等の制度が必要。	企業・職場は、その企業活動等を通じて府民生活に深く関わっており、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在と認識しています。 本計画における具体的な人権教育・啓発の取組につきましては、御意見の趣旨を踏まえて検討していきます。
	教職員・社会教育関係職員	人権教育の中で一番大切なことは、各教科、領域の中で、心に響く教育の場面を設定することであり、教職員には豊かな感性と情操を持ち、高めていく努力を行っていくことが必要。それだけ教師の人権感覚は、子ども達に大きな影響を与えるものだと思います。こういった観点からの教育を推進していただくことを期待しています。 若い世代の教師が同和問題についての知識乏しく、同和問題を正しく伝えていくよう、教職員の研修の充実をお願いしたい。	本計画においては、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」を謳っており、学校はその最も重要な場の一つであると認識しています。その中で、教職員は「人権に特に関係する職業従事者」として位置付けられ、人権教育を推進する上で重要な役割を担っていると認識しています。今後も引き続き、学校等における人権教育の充実を図るとともに、教職員が学校における人権教育の担い手としての自覚を深め、人権意識を高めることができるように、研修の深化に努めています。
	相談機関相互の連携・充実	連携が可能な相談機関が集まって、それぞれに出来ることや具体的な連絡方法を確認する機会を作っていただきたい。	本計画では、相談機関相互の連携・充実について新たに記述することとしています。また、引き続き、公的団体、企業、NPO等との連携・協働する関係を構築していきたいと考えています。 本計画に基づく、連携・充実を図るための具体的な取組につきましては、御意見の趣旨を踏まえて検討していきます。
第5章	国、市町村、民間団体等との連携・協働	相談機関相互の連携・充実との関連で、無料相談を行うNPOや地域団体等のリスト作成や広報を、行政機関が積極的に行って欲しい。	